

一般社団法人埼玉県山岳・スポーツライミング協会
加盟団体規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県山岳・スポーツライミング協会（以下「本協会」という。）の正会員が代表する団体（以下「加盟団体」という。）に関する事項を定める。

(加盟団体)

第2条 本協会の加盟団体は、次の通りとする。

(1) 本協会の目的に賛同して入会した団体

(加盟団体の使命)

第3条 本協会の加盟団体は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行うものとする。

(1) 登山、スポーツライミング及び山岳スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、登山及び山岳スポーツの健全な普及・発展を図ること。

第2章 権限

(正会員及び理事候補者の推薦)

第4条 加盟団体は、本協会に対し、各団体1名の正会員候補者を推薦しなければならない。

2 加盟団体は、本協会に対し、理事候補者を推薦することができる。

(委員の選出)

第5条 加盟団体は、本協会に対し、委員1名を選出しなければならない。

(加盟団体長会議等)

第6条 本協会会長が必要と認めた場合、加盟団体長又は事務局長会議を招集することができる。

2 本協会会長が必要と認めた場合、事務連絡の会議を招集することができる。

(市町村山岳スポーツ団体)

第7条 加盟団体は、市町村等を単位とした山岳スポーツ団体を結成することができる。市町村山岳スポーツ団体を結成する場合には、本協会に「入会申込書」を届けなければならない。

2 市町村山岳スポーツ団体は、地域の市町村スポーツ協会に加盟し、地域の登山及び山岳スポーツの健全な普及・発展を図ること。

第3章 義務

(遵守すべき事項)

第8条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用する本協会諸規程等を遵守するとともに、本規程第3条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

(報告及び届出義務)

第9条 加盟団体は、毎年4末日までに、当該年度の役員名簿（氏名・住所・役職名）について本協会に報告しなければならない。

- 2 加盟団体は、当該団体の役員及びその他既に本会に提出してある書類に変更があった場合には、遅滞なく書面をもって本協会に届出なければならない。

(会費の納入)

第10条 正会員である山岳団体の代表は、年度ごとに会費を当該年度の6月末日までに納入しなければならない。

第4章 入会及び退会

(入会)

第11条 本協会に入会しようとする団体は代表者名により次の書類を本協会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 入会申請書(代表者、氏名・住所・役職名)

- 2 本協会は、前項書類を受領した日から直近の理事会において入会の適否を審査し、適当と認められた団体の入会を承認する。
- 3 前項により入会を承認された団体は、本協会の事業に協力し、規程及び指導を遵守するものとする。

(退会)

第12条 加盟団体が退会しようとする場合には、退会届を提出するものとする。

- 2 加盟団体が定款又は本協会の規程に反したとき、若しくは本協会の加盟団体として不相当と認められるときは、総会の決議をもって退会させることができる。

(納付金等の精算)

第13条 加盟団体が、前条第1項又は第2項により退会した場合、既に納付した経費等は理由の如何を問わず返還しない。また、退会前に支払い義務が生じた納付金等は、直ちに全額納金しなければならない。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

附則 この規程初版は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。